平成２６年（フ）第１３４１号
札幌市中央区南16条西11丁目１番16―201号
債務者　旭　美奈子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３６５号
札幌市東区北11条東15丁目３番８号　オークマンション101号
債務者　本寺　驫衛
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４０２号
北海道恵庭市有明町１丁目13番１―205号
債務者　山本　ミヨ
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４３４号
札幌市西区八軒８条西３丁目１番９号　植村マンション２号
債務者　佐渡山英子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８６号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字三原145番地２
債務者　阿部　佳代（旧姓秋廣）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０７号
群馬県前橋市鳥羽町804番地１　セジュール赤城101号
債務者　新井　瑞葉
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２２号
群馬県前橋市川曲町244番地１　ラベンダー205号
債務者　林　　広美
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２８号
群馬県前橋市西片貝町５丁目14番地24
債務者　中島　由樹
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２９号
群馬県伊勢崎市富塚町220番地21　協栄マンション302
債務者　小島　史江
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３０号
群馬県前橋市飯土井町400番地３　23号
債務者　丸橋　武彦
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３１号
群馬県前橋市西片貝町３丁目61番地　メゾン・ゾ・シェルＢ―201号
債務者　藤原友美子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２６号
埼玉県深谷市萱場388番地３　ハイツかやば111号、旧住所埼玉県深谷市萱場426番地
債務者　野口　良美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５３２号
千葉県市原市八幡石塚２丁目２番地10　ストーンレジデンスＤ101
債務者　阿部智恵子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５５３号
千葉県船橋市浜町２丁目３番32―2109号
債務者　中村きよ子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５６７号
千葉市中央区青葉町1269番地　青葉の森公園通り３―403号西村方
債務者　保　　冬子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５７２号
千葉市中央区白旗１丁目４番７棟306号
債務者　鏑木　裕司
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５９７号
千葉市中央区葛城２丁目６番10号　ラーク葛城105号
債務者　麻生かずさ
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係